

令和4年4月28日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、初診日が平成○年○月頃であるとする統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、請求人の当該傷病に係る初診日が同月頃であることを確認することができないとして、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、初診日が平成○年○月頃であると主張する当該傷病により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が

厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(統合失調症)の初診日が下記(平成○年○月頃)(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」との理由により、上記(1)の裁定請求を却下する旨の処分(原処分)をした。

(3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 事後重症請求による障害厚生年金の支給を受けるためには、① 対象となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であること、② 当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間(厚生年金保険の被保険者期間を含む。以下同じ。)がある場合は、初診日の前日において、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること、③ 裁定請求日当時におけるその傷病による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当することが必要とされている(厚年法第47条、第47条の2及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第1項、厚年令第3条の8)。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎

年金も支給される。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったのに対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、請求人が厚生年金保険の被保険者であった平成〇年〇月頃である旨主張し、それを前提とする障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があると認めることができるかどうかである。

## 第2 当審査会の判断

### 1 本件初診日について判断する。

- (1) 初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師（歯科医師を含む。）若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。そして、認定基準は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相

当である。

- (2) 本件についてこれを見ると、本件で初診日認定適格資料と認められるのは、① a病院b科・A医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付け診断書（以下「本件診断書」という。）、② c病院の初診カード、③ d病院の診療録、④ e病院f科・B医師作成の令和〇年〇月〇日付け受診状況等証明書、⑤ g病院のものと認められる患者管理のコンピュータ画面である。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日「不詳（注：「診療録で確認・本人の申立て」の記載なし）、そのため初めて医師の診療を受けた日「平成〇年〇月頃 本人の申立て（H〇年〇月〇日）」、傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）かどうか「平成〇年〇月〇日（注：「確認・推定」の記載なし）症状のよくなる見込・・・不明」、平成〇年〇月〇日に請求人から聴取した発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等「〇の頃から他者からどう思われているか不安で視線恐怖を感じていた。高卒後就職人の視線 匂いが気になり精神的に不安定に 自分に悪口を言われているように感じ会社へ行けなくなり〇歳時にg病院受診し投薬治療を受ける。〇歳時に父の死亡をきっかけにパニック発作となりd病院受診。定期的に受診するも改善せず仕事も長続きしなかった。H〇年e病院受診 その後も数ヶ所HPに受診していた。H〇年〇月に当院へ転院 定期的な通院、服薬が続いていたが自己判断で治療中断 その後体調悪化し、当院再受診となった。現在の所、定期的な受診、服薬が続いている。」とされ、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「幻臭、視線恐怖をみとめ対人コミュニケーションが困難で自閉的な傾向をみとめる。又感情表出が乏しく平坦化しており自発

性の欠如がみられ欠陥状態を示している。」と記載されている。②には、申込日付が「〇年〇月〇日」とされ、自覚症状等として「〇日に父の告別式の後、自宅に戻ってから息がくるしくなって病院で薬をもらいました また、なりそうな気が・・・」と記載され、神経科で診察を受けたことがあるかどうかについて「はい 〇年前、〇〇 人の目が気になる 口臭が気になる」と記載されている。③には、傷病名として「N（注：神経症）」が掲げられ、診療開始年月日は「〇. 〇. 〇」とされ、現病歴欄に「〇日のfatherの告別式で帰宅してから息苦しくなり119でh病院へ運ばれる グッドミンをもらった 〇年前から、人目が気になる 口臭が気になる」と記載されている。④には、診療録より記載したものとして、傷病名として当該傷病が掲げられ、発病年月日「平成〇年頃」、傷病の原因又は誘因「不明」、発病から初診までの経過「前医からの紹介状がありますか。⇒無 平成〇年頃から自分から変な匂いが発しているのではないかなと思うようになり、外出時に「くさい」、「臭うね」などと被害的内容の幻聴が出現。また周囲が気になり自分を悪く言っているのではないかなとの被害関係念慮、被害妄想が出現。おかしくはないのに勝手に表情が笑ってしまう、また逆に怒ってはいないのに怒った表情が勝手に出てしまうなど操られている感じ（作為体験）も出現。思考途絶、自生思考なども継続し、平成〇年から心療内科に通院。当方初診平成〇年〇月〇日。〇〇出身。独身。学歴は高卒。寝具店、i社、印刷会社、工場、現在はチラシ配りのアルバイト。」とされ、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰は「転医」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「かなり以前から病的体験が継続している模様で、抗精神病薬による治療

を開始。服薬調整、抗精神病薬の増量を図るも病状は余り改善せず。通院が途絶えた。MMP I人格検査にて2点コード78パターンで強迫性尺度、統合失調症尺度、衝動性尺度が高度に上昇。」と記載されている。⑤には、最終来院が「H〇. 〇. 〇」と表示されている。

請求人は、令和〇年〇月〇日付けで弁護士Cが代筆して作成した病歴・就労状況等申立書において、「平成〇年〇月あたりから、人の視線や自分から変なおいがしているのではないかなと思うようになり、精神的に不安定になって幻聴が聞こえ始めました。会社に行くのがしんどくなり、病気ではないかと思ったので、平成〇年〇月頃、通勤中に見かけたg病院のj科を受診（当時〇歳）したところ、視線恐怖症、被害妄想と診断され、統合失調症の薬を処方されました。」として、本件初診日は平成〇年〇月頃であると主張しているところ、申込日付が平成〇年〇月〇日とされた初診カードには、〇年前に〇〇の神経科で診察を受けたと記載されており、診療開始日が平成〇年〇月〇日とされた診療録には、現病歴欄に「〇年前から人目が気になる 口臭が気になる」と記載されている。また、受診状況等証明書には、発病から初診までの経過として「平成〇年から心療内科に通院」と記載されており、g病院のものと認められる患者管理のコンピュータ画面には、最終来院が「H〇. 〇. 〇」と表示されている。

これらを踏まえると、平成〇年〇月頃にg病院を受診したとする請求人の主張には信ぴょう性が認められるから、本件初診日は同月と認めるのが相当である。

## 2 その余の点について判断する。

本件記録によれば、請求人は、本件初診日（平成〇年〇月）において厚生年金保険の被保険者であるところ、本件初診日の属する月の前々月までに国民年金の

被保険者期間がないので、前記第1の1の①の要件を満たし、かつ、②の要件は不要となる。そして、保険者代理人は、本件審理期日において、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当する旨陳述しているところ、当審査会も、これを相当と判断するものである。

- 3 以上によれば、本件初診日は平成○年○月と認めるのが相当であり、請求人は、同日において厚生年金保険の被保険者であり、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認められるから、請求人には、裁定請求日である令和○年○月○日を受給権発生年月日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。